

鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年3月1日

条例第4号

最終改正 平成20年2月18日

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の長（以下「広域連合長」という。）、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 28人
- (2) 議会の事務部局の職員 4人（兼務）
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 4人（兼務）
- (4) 監査委員の事務部局の職員 4人（兼務）

(定数の配分)

第3条 前条に規定する職員定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号から第4号までの規定は、当該職員に対する任命権者が選任された日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この条例の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

附 則（平成19年12月2日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部改正)

2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例(平成19年条例第16号)

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略